地財再建法と市の場合

解説

（都道府県や市町村地方団体の赤字は、ほぼ下表のとおり年々かさなっていくことになるのであるが、当市の場合は、地方財政が行詰ってくる。

昨秋の臨時国会でこの問題の解決が重要な課題となった。そして自下今後の赤字対策が、最近日本本体の内政上の最も重要な問題となった。そこで、これらの赤字をどうして克服するか、という赤字対策が、対策として財政再建法及び産業開発の策として、地方交付税の調合引上、運輸消費税の税率引上、補助金の整理及び合理化政策の断行、地方債政策の合理化等々が成って叫ばれている。同臨時国会では、地方交付税の増額（地税率二割）とともに過去の赤字に対し、それを、且棚上して今後計画的に解消しようとする方策を主眼とする市町村財政再建促進特別措置法を可決した。この法律は、旧ろ二十九日公布の日から施行され、これから市政に大きくひびくこととなるので以下同法の骨子について回答式に説明。市の考え方を述べてみる。

補助負担金の抑制

法適用申請は議会の議決で

当市は財政再建に二方式

法律のねらいはどのような点か

〈答〉一口にいうと地方財政の赤字が年々かさんでくる。このままで放っておくと終いには、必要な市業はもちろん給与支払ができなくなる。現に赤字の極端なところでは、給料や買つた品物の代金も容易に支払うことができない市町村もあるということで、市町村もあるいは地方自治行政は破綻するおそれすら生ずるに至ったのである。

これらの赤字の原因は、第一に赤字団体がなるべく速かに財政の健全性を自治庁長官の承認を受けるべく財政再建計画を作ること、第二に市町村の補助金、負担金などの支出に強い抑制を加えられたことである。

これらの法律の適用を受けるといろいろと財政運営が窮屈になるように聞いているが、どうしても法律の適用を受けなければならないこととなるのだろうか。

〈答〉第二の補助金などの支出抑制の規定は、赤字団体である限り必然的に適用を受けることとなるのであるが、財政再建計画を作ることは、市からの申出によって「再建団体」として指定を受けなければ適用されないことになっている。

再建団体となると、どのような特別措置が規定されているか

〈答〉再建団体には、二年程度で再建可能と認められる少額の赤字債が認められ、その赤字債に一定の利子補給をすることとなる。

このほか、国、他の地方団体の協力、事務局の組織の整備、特別職の廃止、給与の減額、自治庁長官の監督、国庫債務負担行為の設定、国庫債務負担行為の総額の限度内の起債、国庫債務負担行為の総額の限度内の起債、国庫債務負担行為の総額の限度内の起債